

## 田原市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、田原市が管理する「田原市ホームページ」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び対象)

第2条 「田原市ホームページ」に掲載する広告はバナー広告（広告主の指定するWEBページにリンクする画像広告。以下「広告」という。）とし、広告の対象は、要綱第8条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告はトップページに掲載するものとし、掲載位置及び枠数は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として毎月1日から月末までの1月を単位とし、毎月末日を広告入れ替えのメンテナンス日とする。ただし、末日が休業日の場合は別に定める。

2 広告掲載の継続期間等は別に定める。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横170ピクセル
- (2) 形式 GIF形式又はJPEG形式の静止画
- (3) データ容量 10KB以下
- (4) デザイン 田原市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に準拠し、かつ市のイメージを損なわないもの

2 次の表記は使用しないものとする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン・チェックボックス
- (4) 検索ボタン
- (5) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (6) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (7) 人物画像

(広告の募集等)

第6条 広告の募集は、「田原市ホームページ」等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 「田原市ホームページ」への広告掲載を希望する者は、田原市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、掲載を希望する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の広告掲載の申込みがあったときは、要綱第9条に規定する広告審査委員会を開催し、広告掲載の可否を田原市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、広告掲載を希望する者が募集枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

- (1) 第1順位 市内に本社又は本店を有する事業者
- (2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者
- (3) 第3順位 掲載希望月数の多いもの
- (4) 第4順位 前3号の規定に当てはまらないもの

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が募集枠数を超えるときは、先着順により決定する。

（広告掲載料）

第9条 掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、市長が別に定める。

2 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに一括して前納するものとする。

（広告主の義務等）

第10条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告原稿を、指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告主は、広告原稿を自己の負担で作成し、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

3 広告内容の差し替えを行うときは、広告主は、広報たはら広告申込内容変更届（様式第3号）により、変更を希望する日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

（広告内容の変更）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱及び掲載基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取消し、又は一時停止することができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。
- (4) リンク先のWEBページ等の内容が変更され、要綱や掲載基準に反している場合又はそのおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。
- (5) その他市長が広告掲載を適切でない判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取消したとき、又は一時停止したときは、田原市ホームページ広告掲載取消等通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第13条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により「田原市ホームページ」への広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は田原市ホームページ広告掲載取下届(様式第5号)により、広告掲載の取下げを希望する日の10日前までに市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取消した月以降の納付済額に相当する額とする。この場合、利子は付さないものとする。

3 広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、田原市ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、「田原市ホームページ」への広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

田原市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

田原市長 殿

申込者 所在地  
名称  
代表者氏名 印  
電話番号

田原市ホームページ広告掲載要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載期間 年 月 日～ 年 月 日（計 月）

2 広告の概要

3 リンク先 ※URL

4 連絡先等 (1) 担当部署：  
(2) 担当者氏名：  
(3) 電話番号：  
(4) Fax：  
(5) E-Mail：

5 提出書類 (1) 会社案内等（会社の概要がわかるもの）  
(2) 法人登記に係る現在事項全部証明書  
（個人事業主の場合は住民票の写し）  
(3) 広告原稿案（内容、デザインがわかるもの）  
(4) その他市長が必要と認める書類  
(注) 広告掲載の期間が満了した後、引き続いて同じ内容の広告掲載を申込み場合は、(2)の書類は必要ありません。

(同意事項)

- ・田原市広告取扱要綱第8条第2項の規定に該当する事実はありません。
- ・田原市広告取扱要綱、田原市広告掲載基準、田原市ホームページ広告掲載要領、田原市ホームページ広告募集要項の規定を順守します。

年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申し込みのあった「田原市ホームページ」への広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告掲載の可否 可・否
- 2 可の場合は今後の手続き  
※掲載料納入及び原稿提出の期限等
- 3 否の場合はその理由

様式第3号（第10条関係）

田原市ホームページ広告申込内容変更届

年 月 日

田原市長 殿

申込者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印
	電話番号	

「田原市ホームページ」への広告掲載について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更項目
- 3 変更内容

様式第4号（第8条関係）

田原市ホームページ広告掲載取消等通知書

年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで決定した「田原市ホームページ」への広告掲載について、下記のとおり取消します。

記

1 取消年月日

2 取消の理由

様式第5号（第13条関係）

田原市ホームページ広告掲載取下届

年 月 日

田原市長 殿

申込者 所在地  
名称  
代表者氏名 印  
電話番号

「田原市ホームページ」への広告掲載について、下記のとおり取下げたいので届け  
出ます。

記

- 1 取下期間 年 月 日～ 年 月 日（計 月）
- 2 取下理由



様式第6号（第14条関係）

年 月 日

田原市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

印

田原市ホームページ広告掲載料還付請求書

「田原市ホームページ」への広告掲載料について、下記のとおり還付してください。

記

1 還付請求する期間 年 月 日～ 年 月 日（計 月）

2 請求金額 円

3 振込金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 支所 店
預金種目	1 普通      2 当座	
口座番号		
口座名義人		

※口座名義人は請求者本人とする。